

裁判所佐久支部の充実を求める協議会 設立趣意書

第1 設立目的及び事業内容

我々は、「裁判所佐久支部の充実を求める協議会」を設立し、

- ① 長野家庭裁判所佐久支部に家庭裁判所調査官を速やかに常駐させること。
- ② 長野家庭裁判所佐久支部において早期に少年事件を取り扱うこと。
- ③ 長野地方・家庭裁判所佐久支部・佐久簡易裁判所庁舎を早期に建て替えること。
- ④ ③の建替えの際には、建替場所・設備内容等について、利用者の安全性・利便性に最大限配慮した庁舎とすること

を主たる目的として、長野地方・家庭裁判所佐久支部及び佐久簡易裁判所（以下、「佐久支部」と表記します。）の人的物的基盤充実を求めるべく、下記の事業に取り組む所存です。

記

1. 最高裁判所をはじめとした裁判所への陳情・要請
2. 政府関係機関への陳情・要請
3. 佐久支部の人的物的基盤充実に向けた提言
4. 佐久支部の人的物的基盤充実に向けた情報交換及び情報共有
5. 住民に向けた情報発信
6. その他目的達成に必要な事業

以上

第2 設立理由及び背景事情

- 1 長野家庭裁判所本庁及び県内6支部の中で、唯一、佐久支部にだけ、家庭裁判所調査官（以下「調査官」と表記します。）が常駐していません。佐久支部の管内人口及び家事事件数は、県内6支部の中で3番目に多い状況にありながら、地域間で公平・公正であるべき司法機関の整備状況について、不平等な状態が生じています。

そもそも、調査官が家庭裁判所にのみ配属されるのは、家庭裁判所には、単に法律的な解決だけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した

真の解決に寄与することが求められているからです。家事事件が多様化・複雑化するなかで、家庭裁判所がこの役割を果たすためには、調査官は必要不可欠な存在です。

まして、平成25年1月より改正家事事件手続法が施行され、家庭裁判所には、調査官調査を活用して関係当事者の手続保障を十分に図ることが求められています。また、平成28年5月13日に施行された成年後見制度利用促進法においては、成年後見事務の監督等の支援に係る機能を強化するため家庭裁判所等における必要な人的体制の整備等が基本方針として掲げられています。

かような状況において、年間約1700件（平成28年統計）もの家事事件を取り扱う佐久支部に調査官が1人も常駐していないというのは異常事態とすらいえます。

- 2 また、佐久支部は、長野家庭裁判所本庁及び県内6支部の中で、唯一、少年審判を取り扱っていません。佐久支部管内で発生した少年事件でありながら、保護者をはじめとする関係者は、長野家庭裁判所上田支部（以下「上田支部」と表記します。）における手続への対応を強いられています。そのため、佐久地域の住民は、時間的・経済的な負担を余儀なくされるばかりか、それらの負担を理由に協力を拒む関係者等の存在により、少年の更生が妨げられるという不利益も被っています。少年やその保護者・家族らが、居住地の家庭裁判所において調査を受け、少年審判を受けることができるようにすべきことは、佐久支部と県内他支部とで何ら違いはありません。ましてや、上田支部の少年事件新受件数は、平成20年・23年・24年・同28年において、県内最多の管内人口を有する長野本庁の新受件数を上回り、それ以外の年も本庁に匹敵する事件数となっています。

少年が更生するための環境調整については、少年の家族や学校関係者、弁護士、保護司等が少年の居住する地域内で協力し、身近な地域の中で少年の更生を促すのが日本の良き伝統です。身近な支部内で少年審判を取り扱ってこそ、少年にとってより良い更生のための環境を整えることが可能となるのです。佐久支部においても少年事件を取り扱うべきことは明らかです。

3 さらに、佐久支部の裁判所庁舎は昭和49年に建築されたものであって(築44年)、現在の佐久支部管内の司法需要に充分応えられる建築物とはいえません。

バリアフリーの観点からいえば、法廷・調停室・調停待合室が庁舎2階に集中していながら、エレベーターが設置されておらず、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨に反する状況といえます。それだけでなく、庁舎内の防音設備が、プライバシー保護を重視する公的施設としてはあまりにも貧弱です。加えて、日本でも有数の寒冷地に存在する支部でありながら、防寒設備も充分ではありません。さらには、少年審判廷もなければ、夫婦間紛争の当事者が子どもと試行的に面会交流をするために必要な試行面会室もありません。

このような諸状況に鑑みれば、改修等では抜本的解決は望めず、庁舎の建替えを求めざるを得ません。

4 佐久支部管内の住民をはじめとする利用者は、上記の不利益を長年にわたり被り続けてきました。

佐久支部庁舎は速やかに建て替えることが相当であり、その際には、建替場所・設備内容等について、利用者の安全性・利便性に最大限配慮すべきです。新庁舎においては、バリアフリー化や防音・防寒対策はもちろんのこと、少年審判廷も設置し少年事件取扱いのための設備状況も整え、試行面会室も設置して調査官活用のための設備状況も整えるべきです。

また、大前提として、佐久支部管内の住民の要望等も積極的に取り入れるべきです。

(発起人一同)

佐久広域連合長	柳 田 清 二
佐久広域連合議会議長	高 橋 良 衛
長野県議会議員	小 山 仁 志
弁 護 士	大 井 基 弘